

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2018年度第5回定時理事会 議事録

1. 開催日時

2018年10月12日(金曜日) 10時00分開始 10時59分終了

2. 開催場所

当財団会議室

3. 出席者

[理事]佐々木泰樹、寺島秀昭、飯野仁、立野晴朗、堂免拓也、富永紳、富永譲、長島明夫、安田博延(理事総数9名、出席理事数9名)

[監事]中野竹司、大和弘幸(監事総数2名、出席監事数2名)

4. 議事

- ①2018年度事業報告
- ②同一人による複数分野奨学生応募時の選考規定及び定款変更の件
- ③2018年度後期奨学生選考の件(医学部大学生、若手弁護士、若手建築家)
- ④短詩文学奨学生事業検討及び定款変更の件
- ⑤学生交流会及び助成事業の件
- ⑥その他意見交換

5. 議事等の内容

- ①佐々木理事長より2018年度上期事業報告があり、満場一致で承認された。
- ②佐々木理事長より、同一人が当財団複数分野へ奨学生応募があり、選考分科会で選考された場合、当財団の事業目的に鑑み、理事会決議にて単一の奨学生事業にて採用すべき旨の提案があり、これに伴い定款第30条第4項に「。選考にあたり、同一人を複数の奨学生事業における奨学生とはできない。」を追加する定款変更について、別紙の通り満場一致で承認された。
- ③後期奨学生のうち、医学部大学生、若手建築家の選考分科会の面接選考結果報告があり、選考結果につき、満場一致で、医学部大学生奨学生として吉田健太郎、若手建築家奨学生として小滝 健司、鴻野 吉宏、鈴木 岳彦が承認された。
- また、若手弁護士の選考分科会の面接選考結果報告を踏まえた審議を行い、過半数の賛成により、大江弘之および野澤政伸が承認された。なお、学生起業家、デザイン美術工芸専攻学生については選考分科会開催後すみやかに省略決議を行うこととした。
- ④佐々木理事長より短詩文学の分野で活躍する学生を対象とした事業について提案があり、当財団の事業分野とすべく、定款第4条(事業)に、「文学」を追加する定款変更について、別紙の通り満場一致で承認された。なお、当該奨学生事業については、事業案がまとまり次第、省略決議を行うこととした。
- ⑤建築専攻学生奨学生による任意の団体、樹林会による小冊子の配付と併せて活動内容について説明があり、今後も、奨学生による任意の団体活動として、研修旅行、小冊子制作などをを行う場合、その費用について助成する方針を維持することにつき、満場一致で承認された。
- ⑥その他、2019年度事業における奨学生応募要領案などについて意見交換を行い、広報活動期間を確保するため、すみやかにとりまとめのうえ省略決議を行うこととした。